

PayPay 決済特約

この PayPay 決済特約（以下「本特約」という。）は、PayPay 株式会社（以下「PayPay」という。）が提供する PayPay 決済を希望する加盟店と JACCS との間の PayPay 決済を利用した対面取引決済に係る契約関係を定めるものです。PayPay 決済には、本特約だけでなく、カード加盟店規約（店頭販売用）（以下「基本規約」という。）及びその付随規約等の条項も適用されます。

第 1 条（定義）

1. 本特約において、次各号に定める用語は、次各号に定める意味を有するものとします。
 - ①「PayPay ID」とは、提携組織又は発行者が会員の識別のために付与する ID をいいます。
 - ②「PayPay 決済」とは、PayPay 決済コードを用いて行う決済をいいます。
 - ③「PayPay 決済コード」とは PayPay 決済のために会員に対して発行されるワンタイムのバーコード、その他の番号、記号、符号をいいます。
 - ④「PayPay 読取端末」とは、PayPay 決済コードを読取ることができる端末であって、PayPay 決済に必要な機能を有するものをいいます。
 - ⑤「発行者」とは、PayPay 決済コードを会員に対して発行する者をいいます。
2. 本特約において定義されていない用語は、基本規約に定める意味を有するものとします。
3. 前項の規定にかかわらず、基本規約において定義された次の次号に定める用語は、PayPay 決済との関係では、次各号に定めるとおりの意味に読み替えて、基本規約及び本特約の条項を適用するものとします。
 - ①「カード」とは、PayPay 決済コードを記録した端末、その他の有体物をいいます。
 - ②「カードの提示」又は「カードを提示」とは、PayPay 決済コードの提示をいいます。
 - ③「カード提示者」とは、PayPay 決済コードの提示者をいいます。
 - ④「カード番号等」とは、PayPay ID、パスワード等の PayPay 決済に関連して、会員の識別に使用される番号、記号、その他の符号をいいます。
 - ⑤「会員」とは、PayPay ID 及び／又は PayPay 決済コードを正当に所持する者をいいます。
 - ⑥「信用販売」とは、PayPay 決済特約による商品、権利の販売又は役務提供をいいます。
 - ⑦「クレジット端末機」とは、PayPay 読取端末機をいいます。
 - ⑧「提携組織」とは、PayPay 株式会社、又は、そのグループ会社をいいます。
 - ⑨「提携組織の規則」とは、次に掲げる規約等をいいます。
 - ・ PayPay 加盟店規約
 - ・ PayPay マネー加盟店規約
 - ・ PayPay 加盟店ガイドライン
 - ・ クレジットカード加盟店約款（実店舗用）
 - ・ 上記の規約等に付随する一切の規約等
4. 第 2 項の規定にかかわらず、基本規約に「クレジット端末機無償設置に関する特約」が付帯されている場合の用語は、PayPay 決済との関係では次に定めるとおりの意味に読み替えて適用されるものとします。
 - ①「Visa MasterCard ブランド」とは「PayPay ブランド」をいいます。
5. 第 2 項の規定にかかわらず、基本規約において定められた次の各号に定める用語は、PayPay 決済との関係では、次各号に定めるとおりの意味に読み替えて、基本規約及び本特約の条項を適用するものとします。
 - ①「立替払」とは、JACCS が PayPay 決済の売上金を JACCS 所定の金銭を差し引いた上で加盟店に対して支払うことをいい、JACCS が提携組織から PayPay 決済の売上金を受領する前に加盟店に対する支払を行う場合のみならず、当該売上金を受領した後に加盟店に対する支払を行う場合を含みます。
 - ②「立替金」とは、立替払において加盟店に支払われる金銭をいいます。

第2条（適用関係）

1. 本特約は基本規約1条14項に定める「本規約等」に含まれ、本特約と基本規約との内容が、矛盾・抵触する場合には、本特約を優先して適用するものとします。
2. 本特約に定めのない事項については、基本規約を適用するものとします。

第3条（代理受領権）

加盟店は、JACCS に対し、PayPay 及び加盟店との間の加盟店契約に基づいて PayPay が加盟店に支払うべき金銭について、加盟店に代わって JACCS が受領する権限を付与するものとします。

第4条（取扱禁止商品）

基本規約第4条第1項第4号で定める取扱が禁止される商品等は、本特約の別紙Aに定める商品を指すものとします。

第5条（支払方法）

基本規約第6条の規定にかかわらず、PayPay 決済との関係では、支払回数は1回払のみとします。

第6条（PayPay 決済の方法等）

1. PayPay 決済コードの有効性の確認・取引承認
加盟店は、会員から PayPay 決済コードの提示による PayPay 決済の要請があった場合、会員本人から PayPay 決済コードの提示を受け、PayPay 読取端末を利用して PayPay 決済コードの有効性を確認し、発行者から、JACCS 所定の方法により、PayPay 決済の取引の承認を得るものとします。取引承認が拒絶された場合には、PayPay 決済は実施できません。
2. PayPay 決済の実施
加盟店は、前項に定める取引承認の手続きを経た後に、PayPay 決済による PayPay 決済を行うものとします。但し、加盟店は、前項に基づく取引承認の有無にかかわらず、会員に不審な点がある場合には、その不審な点が払拭されるまで、PayPay 決済を拒絶するものとします。
3. 金額等の過誤
前項の手續に従い行われた PayPay 決済における商品等の金額に誤りがある場合には、JACCS 所定の方法により、当該商品等の売上を取り消す等して、正確な金額により売上データ等を作成し直すものとします。
4. PayPay ID、パスワードの非保持
加盟店は、PayPay ID 及びそのパスワードに係る情報を受領せず、保持しないものとします。
5. 基本規約の規定との関係
基本規約第7条第2項から第5項の規定は、PayPay 決済との関係では、適用しないものとします。
6. その他の手續
本条に定める他、PayPay 決済の方法については、JACCS 所定の手續きに従うものとします。

第7条（PayPay決済における遵守事項）

1. 基本規約第9条第4項の規定は、PayPay決済との関係では、次のとおり、置き換えて適用するものとします。「加盟店は、次の各号に定める事由のいずれかがある場合には、PayPay決済を拒絶するとともに、JACCSに通知し、JACCSの指示に従うものとします。
 - ①偽造、変造、模造が疑われるPayPay決済コードの提示を受けた場合
 - ②PayPay決済コードの提示者に不審な点がある場合（PayPay決済コードの提示者が保有する携帯電話等の端末が盗品である疑いがある場合を含むがこれに限られない。）
 - ③通常の取引と比べて異常に大量又は異常に高価な商品の購入の申込がある場合
 - ④PayPay決済を利用した現金化を目的としたPayPay決済の疑いがある場合
 - ⑤上記の他、PayPay決済取引に不審な点がある場合」

2. 加盟店は、一時に多数の顧客が来店し、多数のPayPay決済コードの提示がある場合は、取違い、不正取引等が発生しないよう、特に注意しなければならないものとします。
3. 加盟店は、実施したPayPay決済、又は提示を受けたPayPay決済コードについて、JACCSが、違法・不正な取引の調査のために、照会を行った場合は、当該照会に協力するものとします。JACCSは、その情報をカードの安全対策のために自由に利用することができるものとします。
4. 基本規約第11条の規定は、PayPay決済との関係では、適用しないものとします。

第8条（有効期間）

本特約の有効期間は基本規約第37条に定めるとおりとし、基本規約第1条第13項に定める本契約の終了とともに、当事者間の何らの意思表示等を要せずに当然に終了するものとします。

以上

別紙 A- 禁止・制限物品一覧 (平成 31 年 2 月 14 日時点)

商材	OK (可)	NG (否)
エステティックサロン	特定継続的役務に該当せず、アロマ等マッサージを行うもの。	特定継続的役務に該当するもの ボトックス注射等の医療行為
脱毛・ワックス脱毛	特定継続的役務に該当せず、 ワックス脱毛、ブラジリアンワックス、 除毛、毛量調整等、 毛乳頭の破壊に当たらない脱毛行為	左記以外すべてNG
出張エステ	特定継続的役務に該当せず、アロマ等マッサージを行うもの	左記以外すべてNG
ピアッシング、穴あけ、 タトゥー彫り	医院での場合	左記以外すべてNG
マツエク・ネイルサロン ・ネイルアート	すべてOK	ー
ヒーリングサロン・ヒー リング	リフレクソロジー・整体・カイロプラク ティック・すいな (推拿) マッサージ・ 気功・ストレッチ・リラクゼーション・ リンパマッサージ・タイ古式マッサージ 等	ー
ヨガ・ホットヨガ	岩盤浴・溶岩浴・ゲルマ温浴・遠赤外線 ドーム等でもOK	ー
銭湯、スーパー銭湯	銭湯・公衆浴場・温泉施設・スーパー銭 湯系施設	特定継続的役務に該当するエステを行って いる場合はNG
出張マッサージ	整体・リフレクソロジーのみ	左記以外すべてNG
美容医療	ー	すべてNG (美容整形、美容外科、美容皮膚 科、歯の漂白 (ホワイトニング) 治療、審 美歯科)
医院・クリニック	一般医院、一般病院	美容医療
医療相談、法律相談	相談内容に応じた資格条件を保有して いる場合 (社会保険労務士、弁護士)	相談内容に応じた有効な資格の確認ができ ない場合
語学教室・学習塾 パソコン教室	ー	すべてNG
家庭教師	ー	すべてNG
カルチャースクール	ダイビングスクール、ゴルフスクールな ど	高額なもの (20万以上)
保育施設	すべてOK (小学校入学前までが対象)	ー
不動産売買	ー	すべてNG
不動産管理	マンション管理費など	ー
不動産仲介	一括支払い (賃貸物件契約の初期費用/ 敷金・礼金・前払い家賃・仲介手数料・ 保険料など)	左記以外NG
家賃	賃貸物件オーナーが事業主である場合 (家賃、シェアハウス)	事業主が賃貸物件のオーナーではない場合
結婚相談所	ー	すべてNG (結婚相談所・婚活イベント・婚 活サイト・婚活パーティ・お見合い・関連 イベント費用、関連飲食代等)
職業紹介	就労移行支援、就労継続支援A型、就労	左記以外すべてNG

労働者派遣	継続支援B型	
金券・チケットショップ	ー	すべてNG (会員権、商品券、プリペイドカード、印紙、切手、回数券、金券、ごみ処理券、有価証券など金融商品、くじ、宝くじ、勝馬投票券等)
寄付・出資金	ー	すべてNG (寄付、出資金)
頭金・売掛回収利用	ー	すべてNG (売掛回収利用、頭金など商品サービスの一部への決済利用はNG)
製剤薬局	下記全てに該当する場合はOK ・売上の7割以上が処方箋不要で購入可能な日用品/化粧品である ドラッグストア ・日曜・祝日も営業している ・店舗面積が50坪 (約165平方メートル)以上	下記いずれかに該当する場合NG ・OKに該当しない小規模薬局 ・一般医薬品販売のみを行う薬局 ・処方箋薬局/調剤薬局/製剤薬局を主な業務としている薬局 ・病院に併設している薬局 ・日曜・祝日は休業している
漢方薬局	ー	すべてNG (製剤薬局に該当する為)
置き薬・配置薬	ー	すべてNG (医薬品販売が主な商材となる為)
精力剤	ー	すべてNG (性的機能強化、改善を期待させることを目的とした精力剤)
医療機器	右記以外	高度管理医療機器 (コンタクトレンズを除く)
遺伝子検査	CPIGI認定事業者であること	左記以外すべてNG
外貨両替・外貨送金	ー	すべてNG
仮想通貨	ー	すべてNG (仮想通貨・暗号通貨、ビットコインの採掘 (マイニング) 事)
情報商材	ー	すべてNG (情報を商品としたもの、競馬予想サービス)
権利侵害の恐れがあるもの	ー	第三者の肖像権、著作権、知的財産権、その他権利を不当に侵害するもの、およびそのおそれがあるもの
アダルト関連	ー	アダルト関連商品 (店舗外観上アダルト商品が主な販売商品と判断される場合を含む、中古下着) 性風俗懸念 (メンズエステ、洗体、泡洗体、指名制のエステなど)
古物・リサイクル品	古物営業を行う都道府県の公安委員会印が確認できる古物許可証を事業者が保有している場合 ・個人事業主の場合は、代表者名義 ・法人の場合は、法人名義	古物許可証が確認できない場合
武器・銃器類 犯罪用途の道具	ー	すべてNG犯罪に使用されるおそれがある商品 (エアガン、スタンガン、催涙スプレー、法令により携行を禁止された刃物、盗聴器、超小型カメラ、赤外線カメラ、PSCマークのないレーザーポインター等)
電波妨害装置	ー	すべてNG (電波妨害装置、ジャマー、携帯ジャマー)
猟銃・銃砲・火薬	ー	すべてNG
刀・日本刀	模造刀、居合刀	古美術ではない日本刀

(骨董品・古美品)	古美術の日本刀は許認可証が必要	
刃物（包丁・ナイフ）	右記以外すべてOK	武器・犯罪に使用されるおそれがある商品
レンタルスタジオ	場所のレンタル費等（ライブハウス、ワーキングスペース、オフィスレンタル）	ー
ガソリンスタンド	すべてOK	ー
駐車場	すべてOK（駐輪場含む）	ー
自動車ロードサービス レッカーサービス	すべてOK	ー
バイク便・軽貨物車輸送業	すべてOK	ー
レンタルカート レーシングカート	すべてOK（レンタル自転車含む）	ー
カーリース	すべてOK（カーリース、レンタカー、カーシェアリング、人力車）	ー
タクシー	すべてOK（タクシー、個人タクシー、リムジンサービス、送迎サービス）	ー
セミナー・講習会	右記以外すべてOK	ギャンブル/誇大広告懸念がある場合（金儲け系・美容系） 高額なもの（20万以上）
セラピー・カウンセリング・占い	右記以外すべてOK	靈感商法等の疑いがないもの、誇大広告懸念のないもの 高額なもの（20万以上）
WEB制作	実店舗（事務所）を確認できる場合	左記以外すべてNG
イベント企画会社	実店舗（事務所）を確認できる場合 イベント企画費用・自社グッズ販売	イベント委託された他社の決済手段として提供する場合
広告代理店 コンサル	実店舗（事務所）を確認できる場合	左記以外すべてNG
カラオケ	すべてOK	ー
ゲームセンター	スポッチャ・ラウンドワンのようなアミューズメント系・スポーツ施設系 （ビリヤード・ダーツ・バッティングセンター・卓球場・テニスコート・ボーリング場・貸しボート・ゴルフ場・パットゴルフ・ゲートボール場・スカッシュ・スケボー・ペイントボールなど・レーシングシミュレーター・ボルダリングなど）	ギャンブル（マーじゃん、パチンコ、スロット、競馬、競艇等）
映画館	映画館、劇団、劇場、博物館、記念館、資料館、美術館	アダルトの懸念があるもの
探偵事務所	事務所が確認でき、サービス提供金額がHP等で確認できる場合	サービス提供料金がHP等で確認できない場合
神社・仏閣	お守り（授与品）・お祓いなどの役務サービス	お布施、賽銭、寄付
パフォーマンス 大道芸	サービス内容がHP等で確認できる場合 （登録上は自宅を加盟店所在地とする）	サービス内容を確認する資料がない場合
YouTuberなどの個人活動	ー	すべてNG（芸能事務所からの申し込みと確認できない場合は、商材確認ができない為NG）
ホテル・宿泊施設・民泊 ゲストハウス	すべてOK	ー

冠婚葬祭・葬儀場等	すべてOK 霊柩車、霊園・墓地・墓石・石材販売店、 神饌物販売 散骨・粉骨・洗骨・手元供養・納骨・ペ ット霊園・ペット火葬	ー
ブライダル	結婚式場、ブライダル費用	ブライダルエステ等の特定継続的役務はNG
介護・福祉サービス	デイサービス、リハビリサービス、介護 サービス宿泊型介護施設（老人ホーム、 介護施設含む）障害者福祉施設・障がい 者福祉サービス事業外出支援サービス、 介護タクシー、民間救急車・搬送サービ ス	ー
開運、魔よけ	ー	すべてNG（開運、魔よけを標榜する高額商 品、高額なパワーストーンなど）
波動・遠隔治療・ハンド パワー・メタトロンセラ ピー	ー	すべてNG
サバイバルゲーム	レジャーであればOK	モデルガン・エアガン等の武器系の販売が ある場合はNG
ハウスクリーニング	ハウスクリーニング・害虫駆除・洗車・ 草刈り・雑草取り・植木の剪定・伐採・ 遺品整理（特殊清掃）・家事代行・外出 付添	ー
便利屋	HPにてサービス提供内容及び料金が確 認でき、公序良俗に反していない&取扱 い禁止サービスに該当しない内容であ ればOK	サービス提供内容がHPで確認できない場合 はNG
ネットカフェ、ドッグカ フェマンガ喫茶	すべてOK	ー
メイド喫茶・メイドカフ ェ	メイド喫茶・メイドカフェ・メイドリフ レ	性風俗懸念、着衣を脱いでの撮影などを伴 う場合はNG
毒物	ー	劇毒物にあたる農薬、非合法商品全般

※その他加盟店審査、加盟店苦情調査結果や、商材などによる総合的判断により、お取り扱いできない場合があります。

LINE Pay 決済特約

このLINE Pay 決済特約（以下「本特約」という。）は、株式会社ジャックス（以下「JACCS」という。）をアクワイアラとしたLINE Pay 決済を希望する加盟店とJACCSとの間のLINE Pay コードを利用した対面取引決済に係る契約関係を定めるものです。LINE Pay 決済には、本特約だけでなく、カード加盟店規約（店頭販売用）及びその付随規約等（以下「基本規約」という。）の条項も適用されますので、ご留意下さい。

第1条 （定義）

- 本特約において、次の各号に定める用語は、次各号に定める意味を有するものとします。
 - 「LINE Pay ID」とは、提携組織又は発行者が会員の識別のために付与するIDをいいます。
 - 「LINE Pay 決済」とは、LINE Pay コードを用いて行う「LINE Cash」または「LINE Money」による代金決済をいいます。
 - 「LINE Pay コード」とは、LINE Pay 決済のために会員に対して発行されるワンタイムのバーコード、その他の番号、記号、符号をいいます。
 - 「LINE Pay 読取端末」とは、LINE Pay コードを読み取ることができる端末であって、LINE Pay 決済に必要な機能を有するものをいいます。
 - 「発行者」とは、LINE Pay コードを会員に対して発行する者をいいます。
- 本特約において定義されていない用語は、基本規約に定める意味を有するものとします。
- 前項の規定にかかわらず、基本規約において定義された次の各号に定める用語は、LINE Pay 決済との関係では、次各号に定めるとおりの意味に読み替えて、基本規約及び本特約の条項を適用するものとします。
 - 「カード」とは、LINE Pay コードを記録した端末、その他の有体物をいいます。
 - 「カードの提示」又は「カードを提示」とは、LINE Pay コードの提示をいいます。
 - 「カード提示者」とは、LINE Pay コードの提示者をいいます。
 - 「カード番号等」とは、LINE Pay ID、パスワード等のLINE Pay 決済に関連して、会員の識別に使用される番号、記号、その他の符号をいいます。
 - 「会員」とは、LINE Pay ID及び／又はLINE Pay コードを正当に所持する者をいいます。
 - 「信用販売」とは、LINE Pay 決済による商品、権利の販売又は役務提供をいいます。
 - 「クレジット端末機」とは、LINE Pay 読取端末をいいます。
 - 「提携組織」とは、LINE Pay 株式会社をいいます。
 - 「提携組織の規則」とは、次に掲げる規約等をいいます。
 - ・LINE Cash 加盟店規約
 - ・LINE Money 出店規約
 - ・包括代理加盟店経由加盟店契約特約
 - ・上記の規約に付随する一切の規約等
- 第2項の規定にかかわらず、基本規約に「クレジット端末機無償設置に関する特約」が付帯されている場合の用語は、LINE Pay 決済との関係では次に定めるとおりの意味に読み替えて適用するものとします。
 - 「Visa、MasterCard ブランド」とは「LINE Pay ブランド」をいいます。

第2条 （適用関係）

- 本特約は基本規約第1条14項に定める「本規約等」に含まれ、本特約と基本規約との内容が、矛盾・抵触する場合には、本特約を優先して適用するものとします。
- 本特約に定めのない事項については、基本規約を適用するものとします。

第3条 （包括代理権）

- 加盟店は、JACCS に対し、包括代理加盟店経由加盟店契約特約第2条第1項に定める包括代理権を授与します。
- 加盟店は、本契約の有効期間中、JACCS の承諾なく、前項に規定する包括代理権の授与の全

部又は一部を撤回することはできません。

3. 加盟店は、第1項に定める包括代理権の範囲内の行為については、JACCSが代理人として適切な行為を行わない場合等合理的な理由がある場合を除き、全てJACCSが行うものとし、加盟店は本人として当該行為を行わないものとします。但し、提携組織が加盟店に対して、当事者としての行為を行うことが制限されるものではありません。
4. JACCSが提携組織に対し、第1項に定める包括代理権に基づき、LINE Pay 決済の加盟店となることの申込みをした場合、提携組織と加盟店との間の加盟店契約の内容は、提携組織の規則によるものとする。

第4条（取扱禁止商品）

基本規約第4条第1項第4号に定める商品等は、本特約の別紙Aに定める商品を指すものとします。

第5条（会員の支払方法）

基本規約第6条の規定にかかわらず、LINE Pay 決済との関係では、支払回数は、1回のみとします。

第6条（LINE Pay 決済の方法等）

1. LINE Pay コードの有効性の確認・取引承認
加盟店は、会員からLINE Pay コードの提示によるLINE Pay 決済の要請があった場合、会員本人からLINE Pay コードの提示を受け、LINE Pay 読取端末を利用してLINE Pay コードの有効性を確認し、発行者から、JACCS 所定の方法により、LINE Pay 決済の取引の承認を得るものとします。取引承認が拒絶された場合には、LINE Pay 決済は実施できません。
2. LINE Pay 決済の実施
加盟店は、前項に定める取引承認の手続きを経た後に、LINE Pay 決済によるLINE Pay 決済を行うものとします。但し、加盟店は、前項に基づく取引承認の有無にかかわらず、会員に不審な点がある場合には、その不審な点が払拭されるまで、LINE Pay 決済を拒絶するものとします。
3. 金額等の過誤
前項の手續に従い行われたLINE Pay 決済における商品等の金額に誤りがある場合には、JACCS 所定の方法により、当該商品等の売上を取り消す等して、正確な金額により売上データ等を作成し直すものとします。
4. LINE Pay ID、パスワードの非保持
加盟店は、LINE Pay ID 及びそのパスワードに係る情報を受領せず、保持しないものとします。
5. 基本規約の規定との関係
基本規約第7条第2項から第5項の規定は、LINE Pay 決済との関係では、適用しないものとします。
6. その他の手続き
本条に定める他、LINE Pay 決済の方法については、JACCS 所定の手續に従うものとします。

第7条（LINE Pay 決済における遵守事項）

1. 基本規約第9条第4項の規定は、LINE Pay 決済との関係では、次のとおり、置き換えて適用するものとします。
「加盟店は、次の各号に定める事由のいずれかがある場合には、LINE Pay 決済を拒絶するとともに、JACCS に通知し、JACCS の指示に従うものとします。
①偽造、変造、模造が疑われるLINE Pay コードの提示を受けた場合
②LINE Pay コードの提示者に不審な点がある場合（LINE Pay コードの提示者が保有する携帯電話等の端末が盗品である疑いがある場合を含むがこれに限られない。）
③通常の取引と比べて異常に大量又は異常に高価な商品の購入の申込がある場合

④LINE Pay 決済を利用した現金化を目的とした疑いがある場合

⑤上記の他、LINE Pay 決済に係る取引に不審な点がある場合」

2. 加盟店は、一時に多数の顧客が来店し、多数のLINE Pay コードの提示がある場合は、取違い、不正取引等が発生しないよう、特に注意しなければならないものとします。
3. 加盟店は、実施したLINE Pay 決済、又は提示を受けたLINE Pay コードについて、JACCS が、違法・不正な取引の調査のために、照会を行った場合は、当該照会に協力するものとします。
JACCS は、その情報をカードの安全対策のために自由に利用することができるものとします。
4. 基本規約第11条の規定は、LINE Pay 決済との関係では、適用しないものとします。

第8条（有効期間）

本特約の有効期間は基本規約第37条に定めるとおりとし、基本規約第1条第13項に定める本契約の終了とともに、当事者間の何らの意思表示等を要せずに当然に終了するものとします。

以上

別紙 A- 禁止・制限物品一覧 (2018年10月時点)

1. 基本ポリシー

1.1 以下のような利用規約に該当する又は該当するおそれのあるもの

- 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令又は法令上拘束力のある行政措置に違反する、または違反するおそれのあるもの
- 著作権や知的財産権等の他人の権利を侵害する、または侵害するおそれのあるもの
- 他人の名誉を毀損するおそれのあるもの
- プライバシーを侵害するおそれのあるもの
- 差別を助長する又は人権を侵害するおそれのあるもの
- 公序良俗に反する又は反するおそれのあるもの
- 反社会的勢力に対する利益供与、その他の協力的行為に該当するおそれのあるもの
- 過度に暴力的な表現や醜悪、残虐、猟奇的等で不快感を与えるおそれのあるもの
- LINE及びLINE Payのサーバやネットワークシステムに支障を与える行為、または支障を与えるもの

1.2 業界ガイドライン等に違反又は違反するおそれのあるもの

1.3 社会通念上のモラルに反する又は反するおそれのあるもの

1.4 子供・若者の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

1.5 LINEユーザーの生命・身体・財産を脅かすもの又は脅かすおそれのあるもの

1.6 投機心や射幸心をあおるもの

1.7 科学的根拠が乏しいもの

1.8 その他、当社が不適當・不適切と判断したもの

2. 法人・団体・個人事業主

2.1 日本国内に営業拠点又は活動拠点を持たない法人・団体・個人事業主

2.2 日本国外の支店の金融機関口座しか持たない法人・団体・個人事業主

※収納金の海外送金は不可。

2.3 商品、サービスの内容が不明確な法人・団体・個人事業主

2.4 定められた営業許可・届出を行わず開業している法人・団体・個人事業主

2.5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定義される、クラブ、ホストクラブ、キャバクラ、ガールズバー、スナック等の飲食店やパチンコ店、パチスロ店、マーチャン店等、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業を行う法人・団体・個人事業主

2.6 性風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に定義される、性風俗関連特殊営業及び電話異性紹介営業に該当若しくは類似するおそれのある業務を行っている法人・団体・個人事業主

2.7 面識のない第三者との交際を希望する者に、場所や機会を提供する法人・団体・個人事業主

2.8 消費者金融、先物取引への勧誘、FX取引への勧誘又は不動産投資への勧誘を行っている法人・団体・個人事業主（ただし、銀行及び証券会社は除きます。）

2.9 ネットワークビジネス又は類似するおそれのある商品・サービスを提供する法人・団体・個人事業主

2.10 モニター商法、内職商法等、無限連鎖講およびマルチ商法に関するか又はこれらに類似し若しくは類似するおそれのある業務を行っている法人・団体・個人事業主

2.11 自己啓発、啓発セミナー、自己の潜在的な技術、能力などを高めることを目的とした商品やサービスを提供する法人・団体・個人事業主

2.12 身体に悪影響が与えられる又は健康被害を引き起こすおそれのある商品・サービスを提供する法人・団体・個人事業主

2.13 薬物や凶器の売買・仲介・斡旋等、違法行為ないし犯罪行為を構成し又は助長するお

そのある法人・団体・個人

2.14 犯罪に使用されるおそれが高い商品の販売又はサービスの提供を行っている法人・団体・個人

2.15 市民団体、NGO、NPO、労働組合、学生自治会

2.16 宗教に関連した名称を名乗る団体

2.17 いわゆる靈感商法・霊視商法を行っている若しくは行うおそれのある又は社会的相当性を欠く宗教的活動を行っている又は行うおそれのある法人・団体・個人

2.18 その他当社が本サービスの利用に不相当であると判断する法人・団体・個人（LINEユーザーに不利益を被らせる可能性のある法人・団体・個人、当社の信用若しくは評判に悪影響を与える可能性のある法人・団体・個人、当社をクレームや紛争等に巻き込む可能性のある法人・団体・個人などが含まれますが、これらに限られません。）

業種	取扱不可商材・サービス	具体例
全業種共通	公序良俗に反する商材・サービス	■武器、違法・脱法薬物、その他犯罪を助長する商材
	前払い式の商材	■回数券チケット（前払い）
	商品・サービス（役務）提供を伴わない商材	■返済金、寄付、賽銭、敷金、その他
アダルト関連	性風俗店	■成人を対象とした性的なサービスを行う店舗 ▶例：・ソープランド、ファッションヘルス、デリヘル、セクキャバパブニングバー、出張ホスト、回春エステ、膝枕耳かき店ストリップ劇場、ピンク映画館など ■JKリフレ店などのいわゆるJKビジネス ▶NG例：・添い寝、JKリフレ、JK見学店、など
	性的表現が扱われる作品、サービス	■成人を対象とした性的なコンテンツ ▶例：アダルト動画、アダルト雑誌、アダルトコミック、成人映画、アダルト番組、アダルトゲーム、アダルトサイトなど ▶例外：一般的な書店・コンビニエンスストア・雑貨店・レンタルビデオ店・電子書籍など、商品の一部に性的な商材を取り
	アダルトショップ	■成人を対象とした性的な商品の販売 ▶NG例：・アダルトグッズショップ、精力剤・媚薬の販売など
	ラブホテル・ファッションホテル	■カップル向け宿泊施設 ▶例・ラブホテル、レンタルルーム、サービスタイムや休憩のプランがあるホテル
飲食関連	キャバクラ・クラブ	■ホストクラブ、メンズパブ、キャバクラ、キャバレー、スナック、サパークラブ、など、隣に座って接客を伴う夜間飲食店
出会い関連	出会いの場・機会を提供するもの	■テレクラ、出会い系サイト、ライブチャット、各種アプリなど
ギャンブル関連	パチンコ	■パチンコ・パチスロ店、パチンコ台メーカー、パチンコ・パチスロ情報など
	カジノ	■海外カジノ施設、オンラインカジノなど
	その他ギャンブル	■違法ギャンブルサービス▶例：・オンライン等で現実の金銭・通貨に換金が可能なギャンブルゲームなど
美容・マッサージ関連	エステ	▶特定継続的役務に該当するサービス1か月超かつ5万円以上の決済 ▶前払いを伴うサービス ▶例：施術回数券 ▶赤ちゃんマッサージ等乳児に直接施術を施すものは不可。
	その他	医療行為や医療類似行為に該当するもの、または該当する恐れのあるもの ▶例：・タトゥースタジオ
特定継続的役務	長期・継続的な役務の提供と、これに対する高額の対価を約する取引のこと。現在、エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚相手紹介サービス、	■各業種、下記商材が一部に含まれる場合は「一部上限付き可決」とします。（1回りの役務に対する都度決済は可とします。） *エステティック・美容医療 ▶NG例：契約が1ヶ月を超える、且つ5万円を超えるもの。

	パソコン教室の7つの役務が対象とされています。	*語学教室・家庭教師・学習塾・パソコン教室 ▶NG例：契約が2ヶ月を超える、且つ5万円を超えるもの。 *結婚相手紹介サービス：「出会い」に該当するため、特定継続的役務如何によらず取扱できません。
健康・医療	治験募集	■治験モニター、治験ボランティア、臨床試験モニターなど
	海外医薬品通販	■海外医薬品、サプリメントの通販、海外からの処方薬の通販または輸入代行など
金融関連	各種ローンの返済充当（譲渡債権も含む）	■ローンの返済、債権全般消費者金融、クレジットカード等すべてのローンの返済充当（譲渡債権含む）等の支払い
	投資など	■金融先物取引、FX（外国為替証拠金取引）、不動産投資など
	保険商品	■解約返戻金・積立式は取り扱い不可
不動産	不動産仲介時に発生する手数料等の一部	■敷金は取り扱い不可
寄付・募金	寄付・募金、またはそれに類するもの	■災害募金、団体への寄付金 ▶例：災害募金、ふるさと納税 ■賛助会費 ■ユーザーへの対価が見られないもの ▶例：投げ銭
ネット関連ビジネス	ネットサービス	■懸賞お小遣いサイト ▶NG例：・ポイントサイト（何かをすることでポイント付与されるサービスを主とするサイト）、モニターサイトなど ■入札権購入型オークション ▶NG例：・ペニーオークション、スクラッチ形式オークションなど ■リアルマネートレード（RMT）オンラインゲームなどのゲーム内通貨やアイテムを現金等でやりとりできるサービス ■個人が運営するWebサービス
	情報商材	■儲かる/儲ける等の情報を謳って集客を行い、メルマガ登録、動画・DVD販売やセミナー開催等へ誘導するもの。また取引を促進するツールの販売。
連鎖販売商品	マルチ商法（MLM）・ネットワークビジネス等	■連鎖販売取引およびこれらに類する業態で営業を行うもの
	ねずみ講、マルチまがい商法等	■無限連鎖講（いわゆるねずみ講）へ勧誘、または紹介するもの
武器関連	銃器・刀剣等	■主に武器として使用されるもの▶NG例・銃器、弾薬、刀剣等の刃物、爆発物、高圧ガス等の危険物などスタンガンや特殊警棒の専門店
現金化	現金化につながる懸念のある商材	■換金性の高い商材全般（特に金券。回数券類） ▶例：金券ショップ・全国百貨店共通商品券/JCBギフトカードなどの金券類・各種回数券・地金、金塊・新幹線回数券・印紙
個人情報	個人情報販売	■氏名、性別、生年月日等の個人を識別する情報の販売
占い	占い	■靈感商法が疑われるもの、また不安を極度にあおる等過度な表現が使われているもの
天然石	天然石	■靈感商法が疑われるもの、また不安を極度にあおる等過度な表現が使われているもの ■人間の不安・不幸・射幸心につけ込んで販売するもの
悪徳商法	靈感商法、モニター商法等	■人間の不安・不幸・射幸心につけ込んで販売するもの ■違法とされる営業方法で販売しているもの ■科学的な根拠が乏しいもの
	信仰宗教	■風評等確認し、信仰宗教またはそれに類する団体
ペット関連	オンライン上での生体販売	■オンライン上でのペット類生体販売（オンラインの場合は、ペット関連グッズ等の物販のみ可）

d払い（バーコード決済）決済特約

このd払い（バーコード決済）特約（以下「本特約」という。）は、株式会社ジャックス（以下「JACCS」という。）を決済代行会社としたd払い（バーコード決済）を希望する加盟店とJACCSとの間のバーコード（QRコードを含む。以下同じ。）を利用した対面取引決済に係る契約関係を定めるものです。d払い（バーコード決済）には、本特約だけでなく、カード加盟店規約（店頭販売用）及びその付随規約等（以下「基本規約」という。）の条項も適用されますので、ご留意下さい。

第1条 （定義）

1. 本特約において、次の各号に定める用語は、次各号に定める意味を有するものとします。
 - ①「dアカウント」とは、提携組織又は発行者が会員の識別のために付与するアカウントをいいます。
 - ②「d払い（バーコード決済）」とは、バーコードを用いて行う代金決済をいいます。
 - ③「バーコード」とは、d払い（バーコード決済）のために会員に対して発行されるワンタイムのバーコード、その他の番号、記号、符号をいいます。
 - ④「d払い（バーコード決済）端末」とは、バーコードを読み取ることができる端末であって、d払い（バーコード決済）に必要な機能を有するものをいいます。
 - ⑤「発行者」とは、バーコードを会員に対して発行する者をいいます。
2. 本特約において定義されていない用語は、基本規約に定める意味を有するものとします。
3. 前項の規定にかかわらず、基本規約において定義された次の各号に定める用語は、d払い（バーコード決済）との関係では、次各号に定めるとおりの意味に読み替えて、基本規約及び本特約の条項を適用するものとします。
 - ①「カード」とは、バーコードを記録した端末、その他の有体物をいいます。
 - ②「カードの提示」又は「カードを提示」とは、バーコードの提示をいいます。
 - ③「カード提示者」とは、バーコードの提示者をいいます。
 - ④「カード番号等」とは、dアカウント、パスワード等のd払い（バーコード決済）に関連して、会員の識別に使用される番号、記号、その他の符号をいいます。
 - ⑤「会員」とは、dアカウント及び／又はバーコードを正当に所持する者をいいます。
 - ⑥「信用販売」とは、d払い（バーコード決済）による商品、権利の販売又は役務提供をいいます。
 - ⑦「クレジット端末機」とは、d払い（バーコード決済）端末をいいます。
 - ⑧「提携組織」とは、株式会社NTTドコモをいいます。
 - ⑨「提携組織の規則」とは、次に掲げる規約等をいいます。
 - ・d払い（バーコード決済）加盟店規約
 - ・d払い（バーコード決済）サービスガイドライン
 - ・d払い（バーコード決済）包括加盟店規約
 - ・上記の規約に付随する一切の規約等
4. 第2項の規定にかかわらず、基本規約に「クレジット端末機無償設置に関する特約」が付帯されている場合の用語は、d払い（バーコード決済）との関係では次に定めるとおりの意味に読み替えて適用するものとします。
 - ①「Visa、MasterCard ブランド」とは「d払い（バーコード決済）ブランド」をいいます。
5. 第2項の規定にかかわらず、基本規約において定められた次の各号に定める用語は、d払い（バーコード決済）との関係では、次各号に定めるとおりの意味に読み替えて、基本規約及び本特約の条項を適用するものとします。
 - ①「立替払」とは、JACCSがd払い（バーコード決済）の売上金をJACCS所定の金銭を差し引いた上で加盟店に対して支払うことをいい、JACCSが提携組織からd払い（バーコード決済）の売上金を受領する前に加盟店に対する支払を行う場合のみならず、当該売上金を受領した後に加盟店に対する支払を行う場合を含みます。
 - ②「立替金」とは、立替払において加盟店に支払われる金銭をいいます。

第2条 (適用関係)

1. 本特約は基本規約第1条14項に定める「本規約等」に含まれ、本特約と基本規約との内容が、矛盾・抵触する場合には、本特約を優先して適用するものとします。
2. 本特約に定めのない事項については、基本規約を適用するものとします。

第3条 (包括代理権)

1. 加盟店は、JACCS に対し、d 払い (バーコード決済) 包括加盟店規約第6条第1項に定める包括代理権を授与します。
2. 加盟店は、本契約の有効期間中、JACCS の承諾なく、前項に規定する包括代理権の授与の全部又は一部を撤回することはできません。
3. 加盟店は、第1項に定める包括代理権の範囲内の行為については、JACCS が代理人として適切な行為を行わない場合等合理的な理由がある場合を除き、全て JACCS が行うものとし、加盟店は本人として当該行為を行わないものとします。但し、提携組織が加盟店に対して、当事者としての行為を行うことが制限されるものではありません。
4. JACCS が提携組織に対し、第1項に定める包括代理権に基づき、d 払い (バーコード決済) の加盟店となることの申込みをした場合、提携組織と加盟店との間の加盟店契約の内容は、提携組織の規則によるものとします。

第4条 (取扱禁止商品)

基本規約第4条第1項第4号に定める商品等は、本特約の別紙 A に定める商品及び別途株式会社 NTT ドコモが定める商品を指すものとします。

第5条 (会員の支払方法)

基本規約第6条の規定にかかわらず、d 払い (バーコード決済) との関係では、支払回数は、1 回のみとします。

第6条 (d 払い (バーコード決済) の方法等)

1. バーコードの有効性の確認・取引承認
加盟店は、会員からバーコードの提示による d 払い (バーコード決済) の要請があった場合、会員本人からバーコードの提示を受け、d 払い (バーコード決済) 端末を利用してバーコードの有効性を確認し、発行者から、JACCS 所定の方法により、d 払い (バーコード決済) の取引の承認を得るものとします。加盟店自らがバーコードを組成する場合には、会員に当該バーコードを読み取らせた上で、JACCS 所定の方法により、d 払い (バーコード決済) の取引の承認を得るものとします。取引承認が拒絶された場合には、d 払い (バーコード決済) は実施できません。
2. d 払い (バーコード決済) の実施
加盟店は、前項に定める取引承認の手続きを経た後に、d 払い (バーコード決済) を行うものとします。但し、加盟店は、前項に基づく取引承認の有無にかかわらず、会員に不審な点がある場合には、その不審な点が払拭されるまで、d 払い (バーコード決済) を拒絶するものとします。
3. 金額等の過誤
前項の手續に従い行われた d 払い (バーコード決済) における商品等の金額に誤りがある場合には、JACCS 所定の方法により、当該商品等の売上を取り消す等して、正確な金額により売上データ等を作成し直すものとします。
4. d アカウント、パスワードの非保持
加盟店は、d アカウント及びそのパスワードに係る情報を受領せず、保持しないものとします。
5. 基本規約の規定との関係
基本規約第7条第2項から第5項の規定は、d 払い (バーコード決済) との関係では、適用

しないものとします。

6. その他の手続き

本条に定める他、d払い（バーコード決済）の方法については、JACCS 所定の手続に従うものとします。

第7条（立替金の支払）

JACCS は、本契約及び基本契約第15条第1項に基づき、加盟店が、JACCS に対して行う立替金の支払請求に対して、基本契約第16条第1項に基づき立替金の支払を行うものとします。

第8条（d払い（バーコード決済）における遵守事項）

1. 基本規約第9条第4項の規定は、d払い（バーコード決済）との関係では、次のとおり、置き換えて適用するものとします。
「加盟店は、次の各号に定める事由のいずれかがある場合には、d払い（バーコード決済）を拒絶するとともに、JACCS に通知し、JACCS の指示に従うものとします。
① 偽造、変造、模造が疑われるバーコードの提示を受けた場合
② バーコードの提示者に不審な点がある場合（バーコードの提示者が保有する携帯電話等の端末が盗品である疑いがある場合を含むがこれに限られない。）
③ 通常取引と比べて異常に大量又は異常に高価な商品の購入の申込がある場合
④ d払い（バーコード決済）を利用した現金化を目的とした疑いがある場合
⑤ 上記の他、d払い（バーコード決済）に係る取引に不審な点がある場合」
2. 加盟店は、一時に多数の顧客が来店し、多数のバーコードの提示がある場合は、取違い、不正取引等が発生しないよう、特に注意しなければならないものとします。
3. 加盟店は、実施したd払い（バーコード決済）、又は提示を受けたバーコードについて、JACCS が、違法・不正な取引の調査のために、照会を行った場合は、当該照会に協力するものとします。JACCS は、その情報をカードの安全対策のために自由に利用することができるものとします。
4. 基本規約第10条及び第11条の規定は、d払い（バーコード決済）との関係では、適用しないものとします。
5. 基本規約第3条第5項の規定にかかわらず、d払い（バーコード決済）との関係で、加盟店が提携組織の商号、商標・ロゴ等を使用する場合には、提携組織の規則に従うものとします。
6. 基本規約第41条に定める場合を除き、JACCS は、加盟店がd払い（バーコード決済）の提供を受けられないことにより被った損害を賠償する責任を負わないものとします。

第9条（掲載の承諾）

加盟店は、提携組織からの個別の承諾を得ることなく、d払い（バーコード決済）の利用促進を目的に、加盟店の商号及び所在地等を提携組織が運営するWEB上のアプリケーションに掲載又は表示することについてあらかじめ承諾するものとします。

第10条（有効期間）

1. 本特約の有効期間は基本規約第37条に定めるとおりとし、基本規約第1条第13項に定める本契約の終了とともに、当事者間の何らの意思表示等を要せずに当然に終了するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、JACCS は、JACCS の都合により、いつでも、何らの通知又は催告を要せず、本特約に基づくd払い（バーコード決済）を停止又は終了させることができるものとします。
3. JACCS は、前項に基づき、d払い（バーコード決済）を停止又は終了されたことにより加盟店又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

以上

別紙 A- 禁止・制限物品一覧

カテゴリ	内容
法令違反	<p>銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、その他関連法律・法令の定めに違反するもの、もしくは助長する恐れのあるもの。 第三者の著作権・肖像権・商標権・その他知的財産権その他の権利を侵害するもの。もしくは助長する恐れのあるもの。</p>
	<p>銃砲、刀剣類、武器、火薬等、人又は動物に対する殺傷能力があるもの</p>
	<p>麻薬、覚せい剤等のドラッグ、及びこれに類似する効果を生じる物質</p>
	<p>無限連鎖講、マルチ商法を行う、もしくはその恐れがあるもの</p>
	<p>偽ブランド品、その他模造品、個人情報、名簿等</p>
	<p>窃盗、強盗、詐欺、恐喝、横領、背任その他の犯罪により入手した商品等の売買などを行う恐れのあるもの 公職選挙法その他の法令諸規則に違反しているもの</p>
公序良俗	<p>公序良俗に反するもの。</p>
	<p>わいせつ物、児童ポルノの売買などを行うもの、売春、児童売春を助長するもの</p>
	<p>非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせ、不安を与える恐れがあるもの</p>
	<p>賭博を行い又は富くじの売買などを過度に肯定、もしくは助長する恐れのあるもの 例えば利用者が偶然の結果に基づきポイント・景品その他の利益の得喪を争うもの、その他射幸心を煽るもの、投機的なもの、またはこれらに該当する恐れがあるもの</p>
	<p>人種、国籍、職業、性別、境遇、思想、信条、精神的・肉体的障害などによる不当な差別、もしくは差別を助長する恐れがあるもの</p>
	<p>国際親善を害する恐れのあるもの 社会風俗に著しい悪影響を与える恐れがあるもの</p>
その他	<p>提携組織の規則等により取扱いが禁止されるもの。（提携組織の規則等における取扱いのための条件を満たさないものを含むが、これに限られない） 社会通念上不適当と認められるもの。 d 払いユーザの利益を損ねるものや、ドコモの業務遂行上支障を来すもの、又はその恐れのあるもの。 特定の個人、団体を中傷したり、名誉を傷つけたりするもの。</p>
	<p>商品券・印紙・切手・回数券・プリペイドカードその他の有価証券等の換金性の高い商品および乙が別途指定した商品、役務等</p>
	<p>対価が伴わない取引（寄附等）</p>
	<p>政治団体、宗教団体その他の団体への加入を勧誘し、または寄附を求めるもの</p>
	<p>政治団体、宗教団体その他の団体への加入を勧誘し、または寄附を求めるもの</p>
	<p>商慣習上合理的な範囲を超えて、電子マネー、現金、物品その他の経済的利益を提供するもの</p>
	<p>たばこ</p>
	<p>人体及び人体の一部</p>
	<p>市場価格と比較して著しく高価なもの</p>
	<p>予約販売等における前払い決済</p>
	<p>継続的な役務提供契約</p>
	<p>風俗営業法で定められる業態</p>
	<p>食品衛生法の適用を受けない業態（的屋、移動販売等）</p>
	<p>通常の飲食以外を目的とした飲食店（相席屋等）</p>
<p>ドコモの提供するサービスを不当に否定又は中傷するもの その他ドコモが不適当と判断したもの</p>	

au PAY 決済特約

この au PAY 決済特約（以下「本特約」という。）は、株式会社ジャックス（以下「JACCS」という。）を決済代行会社とした au PAY 決済を希望する加盟店と JACCS との間の au PAY 決済コード（QR コードを含む。以下同じ。）を利用した対面取引決済に係る契約関係を定めるものです。au PAY 決済には、本特約だけでなく、カード加盟店規約（店頭販売用）及びその付随規約等（以下「基本規約」という。）の条項も適用されますので、ご留意下さい。

第1条（定義）

1. 本特約において、次の各号に定める用語は、次各号に定める意味を有するものとします。
 - ①「au PAY ID」とは、提携組織又は発行者が会員の識別のために付与する ID をいいます。
 - ②「au PAY 決済」とは、au PAY 決済コードを用いて行う代金決済をいいます。
 - ③「au PAY 決済コード」とは、au PAY 決済のために会員に対して発行されるワンタイムのバーコード、その他の番号、記号、符号をいいます。
 - ④「au PAY 決済端末」とは、au PAY 決済コードを読み取ることができる端末であって、au PAY 決済に必要な機能を有するものをいいます。
 - ⑤「発行者」とは、au PAY 決済コードを会員に対して発行する者をいいます。
2. 本特約において定義されていない用語は、基本規約に定める意味を有するものとします。
3. 前項の規定にかかわらず、基本規約において定義された次の各号に定める用語は、au PAY 決済との関係では、次各号に定めるとおりの意味に読み替えて、基本規約及び本特約の条項を適用するものとします。
 - ①「カード」とは、au PAY 決済コードを記録した端末、その他の有体物をいいます。
 - ②「カードの提示」又は「カードを提示」とは、au PAY 決済コードの提示をいいます。
 - ③「カード提示者」とは、au PAY 決済コードの提示者をいいます。
 - ④「カード番号等」とは、au PAY ID、パスワード等の au PAY 決済に関連して、会員の識別に使用される番号、記号、その他の符号をいいます。
 - ⑤「会員」とは、au PAY ID 及び／又は au PAY 決済コードを正当に所持する者をいいます。
 - ⑥「信用販売」とは、au PAY 決済特約による商品、権利の販売又は役務提供をいいます。
 - ⑦「クレジット端末機」とは、au PAY 決済端末をいいます。
 - ⑧「提携組織」とは、株式会社 KDDI をいいます。
 - ⑨「提携組織の規則」とは、次に掲げる規約等をいいます。
 - ・ au PAY 加盟店規約
 - ・ au PAY サービス利用規約
 - ・ au PAY 包括代理加盟店規約
 - ・ au WALLET プリペイドカード特約
 - ・ 上記の規約に付随する一切の規約等
4. 第2項の規定にかかわらず、基本規約に「クレジット端末機無償設置に関する特約」が付帯されている場合の用語は、au PAY 決済との関係では次に定めるとおりの意味に読み替えて適用するものとします。
 - ・「Visa、MasterCard ブランド」とは「au PAY 決済ブランド」をいいます。
5. 第2項の規定にかかわらず、基本規約において定められた次の各号に定める用語は、au PAY 決済との関係では、次各号に定めるとおりの意味に読み替えて、基本規約及び本特約の条項を適用するものとします。
 - ①「立替払」とは、JACCS が au PAY 決済の売上金を JACCS 所定の金銭を差し引いた上で加盟店に対して支払うことをいい、JACCS が提携組織から au PAY 決済の売上金を受領する前に加盟店に対する支払を行う場合のみならず、当該売上金を受領した後に加盟店に対する支払を行う場合を含みます。
 - ②「立替金」とは、立替払において加盟店に支払われる金銭をいいます。

第2条（適用関係）

1. 本特約は基本規約第1条14項に定める「本規約等」に含まれ、本特約と基本規約との内容が、矛盾・抵触する場合には、本特約を優先して適用するものとします。
2. 本特約に定めのない事項については、基本規約を適用するものとします。

第3条（包括代理権）

1. 加盟店は、JACCS に対し、au PAY 包括代理加盟店規約第3条第3項に定める包括代理権を授与します。
2. 加盟店は、本契約の有効期間中、JACCS の承諾なく、前項に規定する包括代理権の授与の全部又は一部を撤回することはできません。
3. 加盟店は、第1項に定める包括代理権の範囲内の行為については、JACCS が代理人として適切な行為を行わない場合等合理的な理由がある場合を除き、全て JACCS が行うものとし、加盟店は本人として当該行為を行わないものとします。但し、提携組織が加盟店に対して、当事者としての行為を行うことが制限されるものではありません。
4. JACCS が提携組織に対し、第1項に定める包括代理権に基づき、au PAY 決済の加盟店となることの申込みをした場合、提携組織と加盟店との間の加盟店契約の内容は、提携組織の規則によるものとします。

第4条（取扱禁止商品）

基本規約第4条第1項第4号に定める商品等は、別途株式会社 KDDI が定める商品を指すものとします。

第5条（会員の支払方法）

基本規約第6条の規定にかかわらず、au PAY 決済との関係では、支払回数は、1回のみとします。

第6条（au PAY 決済の方法等）

1. au PAY 決済コードの有効性の確認・取引承認
加盟店は、会員から au PAY 決済コードの提示による au PAY 決済の要請があった場合、会員本人から au PAY 決済コードの提示を受け、au PAY 決済端末を利用して au PAY 決済コードの有効性を確認し、発行者から、JACCS 所定の方法により、au PAY 決済の取引の承認を得るものとします。取引承認が拒絶された場合には、au PAY 決済は実施できません。
2. au PAY 決済の実施
加盟店は、前項に定める取引承認の手続きを経た後に、au PAY 決済を行うものとします。但し、加盟店は、前項に基づく取引承認の有無にかかわらず、会員に不審な点がある場合には、その不審な点が払拭されるまで、au PAY 決済を拒絶するものとします。
3. 金額等の過誤
前項の手続きに従い行われた au PAY 決済における商品等の金額に誤りがある場合には、JACCS 所定の方法により、当該商品等の売上を取り消す等して、正確な金額により売上データ等を作成し直すものとします。
4. au PAY ID、パスワードの非保持
加盟店は、au PAY ID 及びそのパスワードに係る情報を受領せず、保持しないものとします。
5. 基本規約の規定との関係
基本規約第7条第2項から第5項の規定は、au PAY 決済との関係では、適用しないものとします。
6. その他の手続き
本条に定める他、au PAY 決済の方法については、JACCS 所定の手続きに従うものとします。

第7条（立替金の支払）

JACCS は、本契約及び基本契約第15条第1項に基づき、加盟店が、JACCS に対して行う立替金の支払請求に対して、基本契約第16条第1項に基づき立替金の支払を行うものとします。

第8条（au PAY 決済における遵守事項）

1. 基本規約第9条第4項の規定は、au PAY 決済との関係では、次のとおり、置き換えて適用するものとします。
「加盟店は、次の各号に定める事由のいずれかがある場合には、au PAY 決済を拒絶するとともに、JACCS に通知し、JACCS の指示に従うものとします。
①偽造、変造、模造が疑われる au PAY 決済コードの提示を受けた場合
②au PAY 決済コードの提示者に不審な点がある場合（au PAY 決済コードの提示者が保有する携帯電話等の端末が盗品である疑いがある場合を含むがこれに限られない。）
③通常の取引と比べて異常に大量又は異常に高価な商品の購入の申込がある場合
④au PAY 決済を利用した現金化を目的とした疑いがある場合
⑤上記の他、au PAY 決済に係る取引に不審な点がある場合」
2. 加盟店は、一時に多数の顧客が来店し、多数の au PAY 決済コードの提示がある場合は、取違い、不正取引等が発生しないよう、特に注意しなければならないものとします。
3. 加盟店は、実施した au PAY 決済、又は提示を受けた au PAY 決済コードについて、JACCS が、違法・不正な取引の調査のために、照会を行った場合は、当該照会に協力するものとします。JACCS は、その情報をカードの安全対策のために自由に利用することができるものとします。
4. 基本規約第10条及び第11条の規定は、au PAY 決済との関係では、適用しないものとします。
5. 基本規約第3条第5項の規定にかかわらず、au PAY 決済との関係で、加盟店が提携組織の商号、商標・ロゴ等を使用する場合には、提携組織の規則に従うものとします。
6. 基本規約第41条に定める場合を除き、JACCS は、加盟店が au PAY 決済の提供を受けられないことにより被った損害を賠償する責任を負わないものとします。

第9条（本特約の改廃）

JACCS は、加盟店の権利又は利益を著しく損ない又はそのおそれがある場合を除き、加盟店に対して、1カ月前までに通知することにより、本特約、基本規約及びその他これに付随する一切の規約を追加又は変更することができるものとする。この場合、包括代理加盟店は、加盟店に対して追加又は変更内容を通知し、遵守させるものとする。

第10条（有効期間）

1. 本特約の有効期間は基本規約第37条に定めるとおりとし、基本規約第1条第13項に定める本契約の終了とともに、当事者間の何らの意思表示等を要せずに当然に終了するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、JACCS は、JACCS の都合により、いつでも、何らの通知又は催告を要せず、本特約に基づく au PAY 決済を停止又は終了させることができるものとします。
3. JACCS は、前項に基づき、au PAY 決済を停止又は終了されたことにより加盟店又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

以上

メルペイ決済特約

このメルペイ決済特約（以下「本特約」という。）は、株式会社ジャックス（以下「JACCS」という。）を決済代行会社としたメルペイ決済を希望する加盟店と JACCS との間のメルペイ決済コード（QR コードを含む。以下同じ。）を利用した対面取引決済に係る契約関係を定めるものです。メルペイ決済には、本特約だけでなく、カード加盟店規約（店頭販売用）及びその付随規約等（以下「基本規約」という。）の条項も適用されますので、ご留意下さい。

第1条 （定義）

- 本特約において、次の各号に定める用語は、次各号に定める意味を有するものとします。
 - ①「メルペイ ID」とは、提携組織又は発行者が会員の識別のために付与する ID をいいます。
 - ②「メルペイ決済」とは、メルペイ決済コードを用いて行う代金決済をいいます。
 - ③「メルペイ決済コード」とは、メルペイ決済のために会員に対して発行されるワンタイムのバーコード、その他の番号、記号、符号をいいます。
 - ④「メルペイ決済読取端末」とは、メルペイ決済コードを読み取ることができる端末であって、メルペイ決済に必要な機能を有するものをいいます。
 - ⑤「発行者」とは、メルペイ決済コードを会員に対して発行する者をいいます。
- 本特約において定義されていない用語は、基本規約に定める意味を有するものとします。
- 前項の規定にかかわらず、基本規約において定義された次の各号に定める用語は、メルペイ決済との関係では、次各号に定めるとおりの意味に読み替えて、基本規約及び本特約の条項を適用するものとします。
 - ①「カード」とは、メルペイ決済コードを記録した端末、その他の有体物をいいます。
 - ②「カードの提示」又は「カードを提示」とは、メルペイ決済コードの提示をいいます。
 - ③「カード提示者」とは、メルペイ決済コードの提示者をいいます。
 - ④「カード番号等」とは、メルペイ ID、パスワード等のメルペイ決済に関連して、会員の識別に使用される番号、記号、その他の符号をいいます。
 - ⑤「会員」とは、メルペイ ID 及び／又はメルペイ決済コードを正当に所持する者をいいます。
 - ⑥「信用販売」とは、メルペイ決済特約による商品、権利の販売又は役務提供をいいます。
 - ⑦「クレジット端末機」とは、メルペイ決済読取端末をいいます。
 - ⑧「提携組織」とは、株式会社メルペイをいいます。
 - ⑨「提携組織の規則」とは、次に掲げる規約等をいいます。
 - ・メルペイ加盟店規約
 - ・メルペイ利用規約
 - ・メルペイ包括代理加盟店契約（外部加盟店用）
 - ・上記の規約に付随する一切の規約等
- 第2項の規定にかかわらず、基本規約に「クレジット端末機無償設置に関する特約」が付帯されている場合の用語は、メルペイ決済との関係では次に定めるとおりの意味に読み替えて適用するものとします。
 - ・「Visa、MasterCard ブランド」とは「メルペイ決済ブランド」をいいます。
- 第2項の規定にかかわらず、基本規約において定められた次の各号に定める用語は、メルペイ決済との関係では、次各号に定めるとおりの意味に読み替えて、基本規約及び本特約の条項を適用するものとします。
 - ①「立替払」とは、JACCS がメルペイ決済の売上金を JACCS 所定の金銭を差し引いた上で加盟店に対して支払うことをいい、JACCS が提携組織からメルペイ決済の売上金を受領する前に加盟店に対する支払を行う場合のみならず、当該売上金を受領した後に加盟店に対する支払を行う場合を含みます。
 - ②「立替金」とは、立替払において加盟店に支払われる金銭をいいます。

第2条 (適用関係)

1. 本特約は基本規約第1条14項に定める「本規約等」に含まれ、本特約と基本規約との内容が、矛盾・抵触する場合には、本特約を優先して適用するものとします。
2. 本特約に定めのない事項については、基本規約を適用するものとします。

第3条 (包括代理権)

1. 加盟店は、JACCS に対し、メルペイ包括代理加盟店契約 (外部加盟店用) 第2条第1項に定める包括代理権及び同契約第5条第2項に定める代理受領権を授与します。
2. 加盟店は、本契約の有効期間中、JACCS の承諾なく、第1項に規定する包括代理権の授与の全部又は一部を撤回することはできません。
3. 加盟店は、第1項に定める包括代理権の範囲内の行為については、JACCS が代理人として適切な行為を行わない場合等合理的な理由がある場合を除き、全て JACCS が行うものとし、加盟店は本人として当該行為を行わないものとします。但し、提携組織が加盟店に対して、当事者としての行為を行うことが制限されるものではありません。
4. JACCS が提携組織に対し、第1項に定める包括代理権に基づき、メルペイ決済の加盟店となることの申込みをした場合、提携組織と加盟店との間の加盟店契約の内容は、提携組織の規則によるものとします。
5. 第1項の規定に加え、加盟店は、メルペイに対し、メルペイ及び加盟店との間の加盟店契約第7条に基づいてメルペイが加盟店に支払うべき金銭について、加盟店に代わってメルペイが受領する権限を付与することを確認するものとします。

第4条 (取扱禁止商品)

基本規約第4条第1項第4号に定める商品等は、別途株式会社メルペイが定める商品を指すものとします。

第5条 (会員の支払方法)

基本規約第6条の規定にかかわらず、メルペイ決済との関係では、支払回数は、1回のみとします。

第6条 (メルペイ決済の方法等)

1. **メルペイ決済コードの有効性の確認・取引承認**
加盟店は、会員からメルペイ決済コードの提示によるメルペイ決済の要請があった場合、会員本人からメルペイ決済コードの提示を受け、メルペイ決済読取端末を利用してメルペイ決済コードの有効性を確認し、発行者から、JACCS 所定の方法により、メルペイ決済の取引の承認を得るものとします。取引承認が拒絶された場合には、メルペイ決済は実施できません。
2. **メルペイ決済の実施**
加盟店は、前項に定める取引承認の手続きを経た後に、メルペイ決済を行うものとします。但し、加盟店は、前項に基づく取引承認の有無にかかわらず、会員に不審な点がある場合には、その不審な点が払拭されるまで、メルペイ決済を拒絶するものとします。
3. **金額等の過誤**
前項の手續に従い行われたメルペイ決済における商品等の金額に誤りがある場合には、JACCS 所定の方法により、当該商品等の売上を取り消す等して、正確な金額により売上データ等を作成し直すものとします。
4. **メルペイ ID、パスワードの非保持**
加盟店は、メルペイ ID 及びそのパスワードに係る情報を受領せず、保持しないものとします。
5. **基本規約の規定との関係**
基本規約第7条第2項から第5項の規定は、メルペイ決済との関係では、適用しないものとします。

6. その他の手続き

本条に定める他、メルペイ決済の方法については、JACCS 所定の手続に従うものとします。

第7条（立替金の支払）

JACCS は、本契約及び基本契約第15条第1項に基づき、加盟店が、JACCS に対して行う立替金の支払請求に対して、基本契約第16条第1項に基づき立替金の支払を行うものとします。

第8条（メルペイ決済における遵守事項）

1. 基本規約第9条第4項の規定は、メルペイ決済との関係では、次のとおり、置き換えて適用するものとします。
「加盟店は、次の各号に定める事由のいずれかがある場合には、メルペイ決済を拒絶するとともに、JACCS に通知し、JACCS の指示に従うものとします。
①偽造、変造、模造が疑われるメルペイ決済コードの提示を受けた場合
②メルペイ決済コードの提示者に不審な点がある場合（メルペイ決済コードの提示者が保有する携帯電話等の端末が盗品である疑いがある場合を含むがこれに限られない。）
③通常の取引と比べて異常に大量又は異常に高価な商品の購入の申込がある場合
④メルペイ決済を利用した現金化を目的とした疑いがある場合
⑤上記の他、メルペイ決済に係る取引に不審な点がある場合」
2. 加盟店は、一時に多数の顧客が来店し、多数のメルペイ決済コードの提示がある場合は、取違い、不正取引等が発生しないよう、特に注意しなければならないものとします。
3. 加盟店は、実施したメルペイ決済、又は提示を受けたメルペイ決済コードについて、JACCS が、違法・不正な取引の調査のために、照会を行った場合は、当該照会に協力するものとします。JACCS は、その情報をカードの安全対策のために自由に利用することができるものとします。
4. 基本規約第10条及び第11条の規定は、メルペイ決済との関係では、適用しないものとします。
5. 基本規約第3条第5項の規定にかかわらず、メルペイ決済との関係で、加盟店が提携組織の商号、商標・ロゴ等を使用する場合には、提携組織の規則に従うものとします。
6. 基本規約第41条に定める場合を除き、JACCS は、加盟店がメルペイ決済の提供を受けられないことにより被った損害を賠償する責任を負わないものとします。

第9条（有効期間）

1. 本特約の有効期間は基本規約第37条に定めるとおりとし、基本規約第1条第13項に定める本契約の終了とともに、当事者間の何らの意思表示等を要せず当然に終了するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、JACCS は、JACCS の都合により、いつでも、何らの通知又は催告を要せず、本特約に基づくメルペイ決済を停止又は終了させることができるものとします。
3. JACCS は、前項に基づき、メルペイ決済を停止又は終了されたことにより加盟店又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

以上